

◆ あなたが残したい風景をお待ちしています

“うえのまちのええところ”フォトコンテスト

【問い合わせ】 中心市街地推進課
☎ 22-9825 FAX 22-9628

うえのまちまちづくり協議会では、あなたが残したい“うえのまち”の写真を募集しています。

「古き良きまちなみ」や「まちに集う人の息づかい」などを撮影してみませんか。

※入選者には賞品があります。

【応募部門】

《日常部門》 後世に残すべき“うえのまちのええところ”を写した作品

《イベント部門》 うえのまちを舞台とした祭・イベントを写した作品

【応募方法】

写真に応募票を添付して郵送または持参してください。
※詳しくはパンフレットをご覧ください。パンフレットは中心市街地推進課（ハイトピア伊賀2階）・各支所・各公民館・各地区市民センターにあります。
市ホームページからもダウンロードできます。

【応募期限】 平成31年1月31日(木)

【応募先】 〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地
ハイトピア伊賀 2階
うえのまちまちづくり協議会事務局
(伊賀市産業振興部中心市街地推進課内)



※写真は平成29年度の入賞作品です。

◆ みんなを活かす男性リーダー養成連続講座

「こんな男がいてもいいじゃないか塾」

【問い合わせ】 人権政策課
☎ 22-9632 FAX 22-9666



人生をもっと楽しく、自立して自分らしく生きるためのヒントを学び、頑張る女性を応援できる「男女共同参画アドバイザー」を養成する5回連続講座の第2期生を募集します。修了時には修了証書と「みんなを活かし隊」の隊員証・名刺を発行

します。伊賀に潜む「みんなを活かし隊」の一員になりませんか。

【と き】

○ 10月2日(火) 午後6時30分～9時

「メディアを読み解き発信する！」

○ 11月10日(土) 午前10時～午後1時

調理実習「プロから学ぶ魚のさばき方」

○ 12月4日(火) 午後7時～9時

「力を抜いて生きようよ～人生再設計のススメ！」

○ 平成31年1月26日(土) 午前10時～午後1時

調理実習「俺流～節分料理」

○ 平成31年2月12日(火) 午後7時～9時30分

「『男』ができる10のこと」

【ところ】 ハイトピア伊賀 4階

【対象者】 市内在住・在勤の男性

【料 金】 調理実習のみ1回500円

【定 員】 15人程度 ※先着順

【申込方法】 住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレスを、電話・ファックス・Eメール・郵送・来庁のいずれかでお伝えください。

【申込期間】 9月27日(木)まで

【申込先】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地

ハイトピア伊賀 4階

男女共同参画センター（人権政策課内）

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

◆ 伊賀市の医療を支えていきませんか 薬剤師を募集します

【問い合わせ】 上野総合市民病院病院総務課
☎ 24-1111 FAX 24-1565



【募集人数】 若干名

【応募資格】

昭和 44 年 4 月 2 日以降生まれで、薬剤師免許を持っている人または平成 31 年 3 月末までに取得見込みの人

【勤務条件】

市の条例・規則に定めるところによります。

【休暇制度】 年次有給休暇、特別休暇（結婚・産前産後・子の看護・忌引・ボランティアなど）、病気休暇、介護休暇など

※育児休業制度、部分休業制度も整備しています。

※託児所がありますので、子どもがいる人も安心して勤務できます。

【勤務場所】

上野総合市民病院

【賃 金】

給与は市の条例・規則に定めるところによります。

※当該職種の前歴に応じた加算措置や諸手当があります。

【応募方法】 病院総務課にある「平成 30 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書」（1 通）

を持参または郵送で提出してください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

【選考方法】 作文・面接・筆記

【試験日】 10 月 5 日（金）

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

【採用予定日】 平成 31 年 4 月 1 日（土）

【応募期限】

9 月 21 日（金） 午後 5 時 15 分

※郵送の場合は必着、簡易書留で送付してください。

【応募先】

〒 518-0823

伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院

事務部病院総務課



お知らせ 伊賀更生保護 サポートセンター開所

7 月 10 日、伊賀保護司会が上野ふれあいプラザ 3 階に「伊賀更生保護サポートセンター」を開設しました。サポートセンターは、保護司会が地域の関係機関や団体と連携を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして活動を行う拠点施設です。

サポートセンターには経験豊富な保護司が常駐し、地域や家庭からの犯罪や非行の相談に応じます。お気軽にお立ち寄りください。

【と き】

火・木・土曜日

午前 9 時～午後 4 時

（祝日、年末年始を除く。）

※事情により休所する場合があります。

【ところ】

上野ふれあいプラザ 3 階

（上野中町 2976 番地の 1）

【問い合わせ】

○伊賀更生保護サポートセンター

☎ / FAX 51-8957

✉ igahogo@ict.ne.jp

医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ 9月10日は「下水道の日」

下水道は、私たちが日頃使う洗濯機・お風呂・台所・トイレからの汚れた水を下水処理場へ運び、微生物などの働きを利用し、きれいな水にして自然に還元しています。また雨が降ったときには、雨水管を通して雨水を速やかに川などに流し、浸水からまちを守っている地域もあります。

このように下水道は、私たちの快適で衛生的な生活を確保するとともに、河川などの公共用水域の水質保全に大きな役割を担っています。

近頃、水に溶けない異物が下水道管に詰まり、下水道施設の故障、修理が頻発しています。下水道施設は利用者共有の大切な施設です。施設を長く快適にお使いいただくため、次のことに注意してください。

- ①油を流さない。
- ②自然にやさしい洗剤を使う。
- ③髪の毛や水に溶けないティッシュペーパーなど、排水管が詰まるようなものを流さない。

「下水道の日」を機会に、日頃から一人ひとりが心がけましょう。

【問い合わせ】 上下水道部営業課

☎ 24-0003 FAX 24-0006

お知らせ 解体などの工事をする前に

特定建設資材*を用いた建築物などの解体・新築・土木工事などで、一定規模の面積または金額以上のものは、「建設に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）」により、発注者または自主施工者に次のことが義務付けられています。

○建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体）し、特定建設資材廃棄物の再資源化を行うこと。

○分別解体などの計画などについて工事に着手する日の 7 日前までに届出を行うこと。

*特定建設資材・・・コンクリート・コンクリートおよび鉄からなる建設資材・木材（繊維板などを含む）・アスファルトコンクリートをいう。

※その他、関係法令に基づき適正に作業を行う必要があるため、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

都市計画課

☎ 43-2316

FAX 43-2317

